



白ナンバー事業者 飲酒検知器義務化へ！

安全運転管理者の皆様へ

2021年6月、千葉県八街市で飲酒状態で運転する「白ナンバー」のトラックに小学生5名がはねられて死亡した事件を受け、警察庁は一定台数の白ナンバー車を保有する事業者に対し、運転前点呼やアルコールチェックを義務化する道路交通法施行規則の改定案を発表しました。

「緑ナンバー」車を保有する事業者に対するアルコール検知器での検査は既に義務付けられており、違反した事業者には車両使用停止等の

厳しい罰則が科せられています。今回の法改正は「白ナンバー」車に対しても**運転前後のアルコール検知器による飲酒チェックが義務付けられます。**



～2022年10月から飲酒検知器義務化へ～

① 運転前後に酒気帯びの有無を目視確認

② アルコール検知器を使って確認

③ 確認記録を帳簿やデータで1年間保存

④ 正常機能するアルコール検知器を常備

安全運転管理者がこれらの業務を実施しない場合、**都道府県公安委員会は安全運転管理者の解任命令を出すことができ、5万円以下の罰金が科せられます。**対象となる事業者は全国に約34万件、ドライバーは約782万人おり、違反時の社会的信用の失墜とそれに伴う損失は計り知れません。

対象となるのは、道路交通法で「安全運転管理者選任事業所」として規定されている企業や団体です。安全運転管理者選任事業所とは、乗用車5台以上、または定員11名以上の車両1台以上を保有している事業所を指します。条件にあてはまる事業所は、安全運転管理者を選任して警察へ届け出る必要があり、車を運転する従業員に対して安全教育や運行管理などの義務が課せられます。

事故を起こせば社会的信用の失墜は免れない

2011年5月から運用が始まっている

「緑ナンバー」事業者を対象とした内容と比較すると、今回の「白ナンバー」事業者を対象とした改正は罰則が軽いように思われるかもしれませんが。

しかし、ひとたび事故が発生すれば運転者はもちろん企業責任が大きく問われます。社会的信用の失墜とそれに伴う損失は計り知れません。



～社会的信用失墜とそれに伴う損失は計り知れない～

	緑ナンバー事業者	白ナンバー事業者
罰則	<ul style="list-style-type: none">・ 車両使用停止処分 (初違反60日、再違反120日)・ 国土交通省ホームページに 事業者名の公開	<ul style="list-style-type: none">・ 安全運転管理者の解任命令・ 5万円以下の罰金
実施日	2011年5月1日～	2022年4月1日～ (予定)

交通事故ゼロの社会を目指して

従業員が車通勤（社用・自家用）中に事故を起こした場合も、企業は「使用者責任」または「運行供用者責任」を問われる場合があります。

「法律で義務化されているから導入する」ではなく、交通事故ゼロの社会を実現するための取組のひとつとして、弊社が提供する「あさレポ」安全運転支援クラウドサービスの導入をご検討ください。



～飲酒運転撲滅！ 安全な社会へ～

販売代理店 株式会社オーシーシー
PFO本部カスタマーサポート部
TEL 098-876-1171 FAX 098-876-7022
担当：比嘉睦男 又吉幸雄

沖縄のコンピュータの歴史です

OCC